

憲法9条の根底にあるものの戦争と個人の尊厳

2020年度 憲法記念行事シンポジウム

「戦争は最大の人権侵害である」～私たちはこの言葉のもつリアリティをどこまで想像できているのでしょうか。

広島・長崎の原爆被爆者や中国本土に出兵した日本兵などは、戦場で受けた精神的または身体的な痛みを抱えながらその後の人生を送ってきました。戦争によりもたらされた人権侵害は、体験者一人一人の一生をも決定づけるほど深刻なものです。

私たちは、改めて「個人の尊厳」という観点から戦争の実相を捉え直し、恒久平和主義の今日的意義を確認するために、シンポジウムを開催します。

日本国憲法の恒久平和主義の意義が改めて問われている今日、私たち一人一人が尊厳のある存在であるために今何をすべきなのかと一緒に考えてみませんか。

第1部 基調講演 「個人の尊厳」という仮構

蟻川 恒正 さん (日本大学法科大学院教授 憲法学)

第2部 アトラクション 憲法動画コンテスト入賞作品上映

第3部 パネルディスカッション 戦争と個人の尊厳 ～憲法9条の根底にあるもの～

パネリスト ●蟻川 恒正 さん (日本大学法科大学院教授 憲法学)

●三上 智恵 さん (映画監督)

●吉田 裕 さん (一橋大学名誉教授 歴史学)

●川上 詩朗 さん (日本弁護士連合会憲法問題対策本部事務局長)



日 時

2020年 5月23日土
午後1時～4時30分(予定)

会 場

弁護士会館2階
講堂クレオ

東京都千代田区霞ヶ関1-1-3



地下鉄

- 丸の内線・霞ヶ関駅B1-b出口より直通
- 日比谷線・霞ヶ関駅A1出口より徒歩2分
- 千代田線・霞ヶ関駅C1出口より徒歩3分
- 有楽町線・桜田門駅5番出口より徒歩5分

臨時託児所・手話通訳サービスのご案内 臨時の託児所及び手話通訳をご用意いたします。
託児所対象者:生後6ヶ月後から未就学児まで。(健康状態によっては、お引き受けできないことがありますので、ご了承ください) 申込期限 5月11日(日)までに問い合わせ先まで御連絡ください

問い合わせ先 ● 第二東京弁護士会 人権課 TEL.03-3581-2257

主 催 ● 日本弁護士連合会・東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会

予約不要
参加費無料

但し、満員になった場合は
ご入場を締め切らせて
いただきます。